

令和2年度 診療報酬改定への疑義解釈

厚生労働省は、2020 診療報酬改定に関する疑義解釈資料(事務連絡)を下記 URL に掲載しています。診療看護師に係る部分を抜粋しましたので、参考にしてください。

ご承知のように、診療報酬は、既に法制化(保健師助産師看護師法での規定等)されている体制等を対象にして行われるものです。診療看護師(NP)は、法制化された資格ではありませんので、残念ながら診療報酬の対象にはなりません。日本 NP 教育大学院協議会では、2018 年度の診療報酬改定にあたって、診療看護師(NP)が加算の対象となるように要望活動等して参りましたが、この際も、保健師助産師看護師法の第37条2の「特定行為研修を修了した看護師」として要望して参りました。診療報酬に関しては、診療看護師(NP)と特定行為修了の看護師と異なることを承知したうえで、活動を続けていることをご理解いただきますようお願いいたします。

2020 年 4 月 3 日 日本 NP 教育大学院協議会

厚生労働省疑義解釈資料の送付について(その1)令和2年度3月31日事務連絡

https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/tohoku/shido_kansa/000142159.pdf

診療看護師に係る箇所の抜粋:

医科5【総合入院体制加算】

問 16 区分番号「A200」総合入院体制加算の施設基準における「保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第37条の2第2項第5号の規定による指定研修機関において行われる研修を修了した看護師の複数名の配置及び活用による医師の負担軽減」について、「保健師助産師看護師法第37条の2第2項第5号の規定による指定研修機関において行われる研修」には、どのようなものがあるか。

(答)特定行為に係る看護師の研修制度により厚生労働大臣が指定する指定研修機関において行われる研修のうち、いずれの区分であっても該当する。また、領域別パッケージ研修も該当する。

問 17 区分番号「A200」総合入院体制加算の施設基準における「保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第37条の2第2項第5号の規定による指定研修機関において行われる研修を修了した看護師の複数名の配置及び活用による医師の負担軽減」について、当該看護師の勤務時間や特定行為の実施状況等といった活動実績に係る要件はあるか。

(答)特定行為研修を修了した看護師について、活動実績に係る要件はない。ただし、当該医療機関において、当該看護師の特定行為研修修了者として果たす役割について、位置づけを明確にしておくこと。

医科41【麻酔管理料(Ⅱ)】

問 169

区分番号「L010」麻酔管理料(Ⅱ)の施設基準で求める「麻酔中の患者の看護に係る適切な研修」には、どのようなものがあるか。

(答)現時点では、特定行為に係る看護師の研修制度により厚生労働大臣が指定する指定研修機関において行われる以下のいずれかの研修である。①「呼吸器(気道確保に係るもの)関連」「呼吸器(人工呼吸療法に係るもの)関連」「動脈血液ガス分析関連」「栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連」「術後疼痛管理関連」「循環動態に係る薬剤投与関連」の6区分の研修 ②「術中麻酔管理領域パッケージ研修」なお、①については、6区分全ての研修が修了した場合に該当する。

問 170 区分番号「L010」麻酔管理料(Ⅱ)について

担当医師が実施する一部の行為を、麻酔中の患者の看護に係る適切な研修を修了した常勤看護師が実施する場合、当該行為に係る手順書は、麻酔科標榜医又は担当医師が作成する必要があるのか。

(答)そのとおり。

問 171 区分番号「L010」麻酔管理料(Ⅱ)について

担当医師が実施する一部の行為を、麻酔中の患者の看護に係る適切な研修を修了した常勤看護師が実施する場合、具体的にどのような行為を実施できるのか。

(答)医師又は歯科医師が患者の病状や当該看護師の能力を勘案し、指示した診療の補助行為である。なお、問 169 に示した研修に係る区分又は行為について実施する場合には、手順書に基づいて実施する必要がある。

問 172 区分番号「L010」麻酔管理料(Ⅱ)について、

担当医師が実施する一部の行為を、麻酔中の患者の看護に係る適切な研修を修了した常勤看護師が実施する場合には、「麻酔科標榜医又は担当医師と連携することが可能な体制が確保されていること」とされているが、具体的にはどのような体制を確保すればよいのか。

(答)特定行為研修修了者は、「看護師に診療の補助を行わせる患者の病状の範囲」「診療の補助の内容」「当該手順書に係る特定行為の対象となる患者」「特定行為を行うときに確認すべき事項」「医療の安全を確保するために医師又は歯科医師との連絡が必要となった場合の連絡体制」「特定行為を行った後の医師又は歯科医師に対する報告の方法」が記載された手順書に基づき特定行為を実施することとされており、麻酔科標榜医等との連携は当該手順書に基づき実施されていけば満たされるものである。